

+

令和4年 第12回

志布志市農業委員会総会会議録

志布志市農業委員会

令和4年 第12回農業委員会総会会議録

召集年月日	令和4年12月23日(金)					
召集の場所	志布志市松山支所2階会議室					
開閉会の日時 及び宣言	開会	令和4年12月23日 午前9時30分				
	閉会	令和4年12月23日 午前10時20分				
応(不応)招 委員並びに 欠席委員 ○ 出席 × 欠席 △ 不応招 公 公務欠席	議席番号	氏名	出欠の別	議席番号	氏名	出欠の別
	1	吉野 寅三	○	11	宮脇 茂樹	○
	2	宮脇 勇	○	12	福岡 裕幸	○
	3	神宮司 順子	○	13	橋口 美一	○
	4	萩迫 修作	○	14	山下 昭一	○
	5	安樂 兼義	○	15	永屋 哲郎	×
	6	立山 富士雄	○	16	井久保 久男	○
	7	柳井 義郎	○	17	脇田 廣昭	○
	8	上野 克比古	○	18	立迫 眞由美	○
	9	坂中 則雄	○	19	山迫 洋一	○
	10	隈元 健二	○	20	福岡 剛	○
会議録署名委員	席番3番	神宮司 順子		席番5番	安樂 兼義	
職務のため出席 した者職氏名	事務局長	中水		事務局次長	宮田	
	主幹兼農地係長	鈴木		主幹兼農地係長	竹之内	
	農地係長	圖師		主任主査	桑水	

農地利用最適化推進委員

番号	氏名	出欠の別	番号	氏名	出欠の別
1	谷宮 誠實	×	9	垣内 りえ子	×
2	竹田 憲男	×	10	立根 重信	×
3	今市 光則	○	11	道山 幸治	×
4	熊野 廉太郎	×	12	脇田 祐二	×
5	原田 純一	×	13	春田 豊美	×
6	田尾 昭三	×	14	中之内 瑞穂	○
7	坪田 則義	×	15	工藤 雅彦	×
8	池袋 良子	×	16	山下 直樹	×

<p>会議に付した 事 件</p>	<p>議案第69号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第70号 農業振興地域整備計画変更協議に係る意見について 議案第71号 農地法第4条の規定による許可申請について 議案第72号 農地法第5条の規定による許可申請について 議案第73号 非農地証明願の承認について 議案第74号 農用地利用集積計画決定について 議案第75号 農業経営基盤強化促進法に基づくあっせん委員の指名に ついて</p>
-----------------------	--

議長	萩迫	<p>ただいまから、令和4年第12回志布志市農業委員会定例総会を開会いたします。永屋委員から欠席の届出がありました。</p> <p>日程第1、会議録署名委員の指名をいたします。志布志市農業委員会会議規則第24条の規定により、席番3番神宮司委員と席番5番安楽委員を指名いたします。よろしくをお願いします。</p> <p>日程第2、会期の決定についてを議題とします。お諮りします。会期は本日1日限りとしたいと思いますが、御異議ございませんか。</p>
会場 議長	委員 萩迫	<p>(会場 異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。よって、会期は本日1日限りと決定いたします。</p> <p>日程第3、休会中の報告を行います。最初に、あっせんの経過につきまして、上野委員の報告をお願いします。</p>
委員	上野	<p>10月の総会で依頼のありましたあっせんが成立しましたので、報告いたします。議案書4ページ、あっせん成立資料の18番です。所在、地目等は資料のとおりですが、場所は有明中学校の正門前の道路を通山方面に約1.6km行ったグリーンロードの信号を通山方面へ500m行った左側にあります。</p> <p>譲受人は、志布志市有明町野井倉にお住まいの〇〇さんで、生産牛、水稻を主とした営農をされており、農機具はトラクター5台、田植機1台を保有されており、〇〇さん宅からは、車で約3分の距離にあります。あっせん価格は10a当たり45万円で、総額122万円でした。あっせん委員は、田尾委員と私、上野でした。</p> <p>続きまして、〇〇さん申出のあっせんにつきましては、金額的には折り合いそうですが、成立までには至っていない状況ですので、活動を続けていきたいと思っております。</p>
議長 委員	萩迫 福岡裕幸	<p>はい、ご苦労さまでした。次に、福岡裕幸委員の報告をお願いします。</p> <p>先月の総会で依頼のありました〇〇さん分のあっせんについて成立しましたので、報告いたします。議案書4ページ、あっせん成立資料の19番です。所在、地目等は資料のとおりですが、場所はやっちくふれあいセンター入口より志布志方面に120m進んだ先を左折し、尾野見川を渡り210mほど進んだ田の中を右折し、170mほど進んだ右側の田です。</p> <p>譲受人は、志布志市志布志町志布志にお住まいの〇〇さんで、水稻と甘藷を主に栽培されており、農機具はトラクター3台、ハーベスター等を所有しております。作業拠点より5分ほどのところにあります。あっせん価格は5万5,000円で、あっせん委員は、今市委員と私、福岡でした。</p> <p>続けて、〇〇さんの件ですが、所在、地目等は資料のとおりで、場所は先ほど説明した場所の隣になります。</p> <p>譲受人は、同じく〇〇さんです。あっせん価格は5万5,000円で、あっせん委員は、今市委員と私、福岡でした。</p>
議長 委員	萩迫 宮脇勇	<p>はい、ご苦労さまでした。次に、宮脇勇委員の報告をお願いします</p> <p>10月に依頼のありました〇〇さん分ですが、あっせん価格が折り合いませんので、活動を継続したいと思っております。</p>
議長	萩迫	<p>はい、ご苦労さまでした。次に、私の関係分について報告いたします。11</p>

	<p>月17日、志布志庁舎で開催されました志布志市農業振興対策協議会に出席しました。同じく、11月17日及び25日に開催されました志布志市農業者年金受給者会の志布志地区及び有明地区のグラウンド・ゴルフ大会にそれぞれ出席いたしました。12月14日、そお鹿児島農協志布志支店で開催されました農業委員会農地利用最適化推進会議に出席いたしました。</p> <p>次に、日程第4、議案第69号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。</p> <p>今回は、6件の申請でございます。まずは、6ページ、番号92番を審議いたします。事務局の説明をお願いします。</p> <p>議案第69号、農地法第3条の規定による許可申請の番号92について説明いたします。議案書は6ページです。</p> <p>譲渡人は、千葉縣市原市西国分寺台にお住まいの〇〇さん80歳で、譲受人は、霧島市国分中央にお住まいの〇〇さん63歳です。申請地は、議案書に記載のとおりで、畑が2筆で4,740㎡です。〇〇さんは、確認したところ認定農業者ではありませんが、叔母から甥への贈与、受贈のため、本日はお呼びしておりません。</p> <p>今回の申請地の場所は、志布志町天神地区にあるファミリーマート志布志天神店から国道220号線を東に1km進み左折し、農道を810m進んだ左側に1筆、さらに北側隣接地に1筆にあります。</p> <p>〇〇さんの農業経営につきましては、総会資料4ページのとおりでございますが、申請地には茶を伐根し甘藷を作付けする予定とのことです。通作距離は、自宅から車で50分とのことです。申請事由は、譲渡人につきましては贈与、譲受人につきましては受贈でございます。</p> <p>以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため3条の適格者と思われまます。また、周囲の状況からも支障はないと思われまます。</p> <p>以上で、番号92について説明を終わります。御審議方、よろしく願ひします。</p>
<p>事務局 竹之内</p>	<p>議案第69号、農地法第3条の規定による許可申請の番号92について説明いたします。議案書は6ページです。</p> <p>譲渡人は、千葉縣市原市西国分寺台にお住まいの〇〇さん80歳で、譲受人は、霧島市国分中央にお住まいの〇〇さん63歳です。申請地は、議案書に記載のとおりで、畑が2筆で4,740㎡です。〇〇さんは、確認したところ認定農業者ではありませんが、叔母から甥への贈与、受贈のため、本日はお呼びしておりません。</p> <p>今回の申請地の場所は、志布志町天神地区にあるファミリーマート志布志天神店から国道220号線を東に1km進み左折し、農道を810m進んだ左側に1筆、さらに北側隣接地に1筆にあります。</p> <p>〇〇さんの農業経営につきましては、総会資料4ページのとおりでございますが、申請地には茶を伐根し甘藷を作付けする予定とのことです。通作距離は、自宅から車で50分とのことです。申請事由は、譲渡人につきましては贈与、譲受人につきましては受贈でございます。</p> <p>以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため3条の適格者と思われまます。また、周囲の状況からも支障はないと思われまます。</p> <p>以上で、番号92について説明を終わります。御審議方、よろしく願ひします。</p>
<p>議長 萩迫 会場 委員 議長 萩迫</p>	<p>はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何か御意見ございませんか。 (会場 なし)</p> <p>御意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、御異議ございませんか。</p>
<p>会場 委員 議長 萩迫</p>	<p>(会場 異議なし)</p> <p>異議なしと認めまます。次に、番号93番を審議いたします。事務局の説明をお願いします。</p>
<p>事務局 竹之内</p>	<p>議案第69号、農地法第3条の規定による許可申請の番号93について、説明いたします。議案書は6ページ及び7ページです。</p> <p>譲渡人は、曾於市末吉町岩崎にお住まいの〇〇さん86歳で、譲受人は同じく曾於市末吉町岩崎にお住まいの〇〇さん57歳です。申請地は、議案書に記載のとおりで、畑が11筆で24,452㎡です。〇〇さんは、確認したところ認定農業者ではありませんが、親子間での贈与、受贈のため、本日はお呼びしておりません。</p>

		<p>今回の申請地の場所は、伊崎田小学校入口から県道志布志福山線を西へ1.6 km進み右折し、市道北字尾線を140m進んだ左側に1筆、有明町野神の立本公民館から市道立本・草野1号線を南へ240m進み左折し、市道東原・立本線を950m進み左折し、市道下方限・中方限線を30m進んだ右側に3筆、松山町新橋の河床陣屋から市道新橋・宮田上線を北へ1.6km進み右折し、市道宮田上1号線を65m進んだ右側に1筆、さらに右隣に1筆、松山町新橋宮田上にある山口茶工場の南側に1筆、同じく山口茶工場から曾於市との市境の道路を東へ200m進んだ右側に1筆、同じく山口茶工場から曾於市との市境の道路を東へ70m進み右折し、農道を120m進み左折し、さらに農道を90m進んだ右側に1筆、同じく山口茶工場から曾於市との市境の道路を東へ400m進み右折し、農道を135m進み左折、さらに農道を20m進んだ右側に1筆、さらに左側に1筆あります。</p> <p>〇〇さんの農業経営につきましては、総会資料5ページのとおりでございますが、申請地には茶が作付けされており、引き続き茶を栽培することです。通作距離は、近い圃場で自宅から車で5分、遠い圃場で25分とのことです。申請事由は、譲渡人につきましては贈与、譲受人につきましては受贈でございます。</p> <p>以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため3条の適格者と思われます。また、周囲の状況からも支障はないと思われます。</p> <p>以上で、番号93について説明を終わります。御審議方、よろしく願ひします。</p>
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何か御意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	御意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、御異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。
		次に、7ページ番号94番を審議いたします。番号94番については、〇〇委員に関係がございませぬので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により〇〇委員には、ここで退席をお願いいたします。
会場		(〇〇委員 退席)
議長	萩迫	それでは、福岡剛委員の報告をお願いします。
委員	福岡 剛	会長より依頼のありました番号94を報告いたします。譲渡人は、志布志市志布志町安楽にお住まいの〇〇さんで、譲受人は、同じく志布志市志布志町安楽にお住まいの〇〇さんです。申請地は議案書に記載されているとおりで、申請地の場所は、グリーンロードを鹿屋方面へ向かい安楽郵便局近くの信号のある交差点を直進し、1 kmほど行ったグリーンロード沿いの左側に位置します。譲受人宅からは車で、5分のところにあります。
		〇〇さんは認定農業者であり、奥さんと2人でお茶、早期水稲を主に栽培されており、申請地には早期水稲を作付けする予定とのことです。また、摘採機、薬剤散布機、肥料散布機、トラクター、コンバイン、トラック数台を

		<p>保有しています。地域の水利及び農地の利用調整に協力し、地域の防除基準に従いますとのことです。</p> <p>以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の適格者と思われます。また、周囲の状況からも支障はないと思われます。御審議方、よろしくお願ひします。</p>
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何か御意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	御意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、御異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。ここで、〇〇委員の入室を許可いたします。
会場		(〇〇委員 入室)
議長	萩迫	次に、番号95番を審議いたします。安楽委員の報告をお願ひします。
委員	安楽	<p>会長より依頼のありました番号95を報告いたします。譲渡人は、都城市高城町にお住まいの〇〇さんで、譲受人は、志布志市志布志町内之倉にお住まいの〇〇さんです。申請地は議案書に記載されているとおりで、申請地の場所は、県道3号線を串間市方面へ向かい大川内バス停を右折し、100m先を左折、大川内公民館の50m先を左折し、100m行った右側の畑です。譲受人宅からは、3分ぐらいのところにあります。</p> <p>〇〇さんは、奥さんと2人で生産牛を主に飼養されており、申請地には牧草を作付けする予定とのことでした。また、トラクター2台、田植機1台、バインダー1台を保有されております。以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の適格者と思われます。また、周囲の状況からも支障はないと思われます。御審議方、よろしくお願ひします。</p>
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何か御意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	御意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、御異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。次に、8ページ、番号96番を審議いたします。吉野委員の報告をお願ひします。
委員	吉野	<p>会長より依頼のありました番号96を報告いたします。譲渡人は、志布志市松山町新橋にお住まいの〇〇さん66歳です。譲受人は、志布志市志布志町安楽にお住まいの〇〇さん69歳です。申請地は議案書に記載されてるとおりで、申請地の場所は、県道塗木大隅線沿いにあります大野原集会所の前を田之浦方面へ300mほど進んだ四差路を左折し、250mほど進んだ左側の水田2筆です。譲受人宅からは、20分ぐらいのところにあります。</p> <p>〇〇さんは、夫婦で水稻を専門に栽培されております。この農地も利用権を設定され、長い間耕作をされていたところとございませんか。トラクター、耕運機、田植機のほか、コンバイン2台を保有されております。妹からの無償による贈与、受贈であります。</p>

		<p>以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の適格者と思われます。また、周囲の状況からも支障はないと思われます。御審議方、よろしくお願ひしませぬ。</p>
議長	萩迫	はい、ご苦勞さまでした。これにつきて、何か御意見ございませぬか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	御意見もないようですので、お諮りしませぬ。これを認めることに、御異議ございませぬか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。次に、番号97番を審議いたしませぬ。上野委員の報告をお願ひしませぬ。
委員	上野	<p>会長より依頼のありました番号97を報告いたしませぬ。譲渡人は、志布志市有明町野井倉にお住まいの〇〇さん82歳です。譲受人は、同じく志布志市有明町野井倉にお住まいの〇〇さん78歳です。申請地は議案書に記載されてるとおりで、申請地の場所は、肆部合集落の内村産業前の信号のある交差点を蓬の郷方面に約800m行った田尾橋を渡り右折、50m進み左折し、30m行ったところを右折、さらに20m行った左側にあります。譲受人宅からは、約2分のところにあります。</p> <p>〇〇さんは、夫婦で水稻、ソバを栽培されており、申請地には水稻を作付けする予定とのことです。トラクター1台、軽トラック1台を保有されております。</p> <p>以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の適格者と思われます。また、周囲の状況からも支障はないと思われます。御審議方、よろしくお願ひしませぬ。</p>
議長	萩迫	はい、ご苦勞さまでした。これにつきて、何か御意見ございませぬか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	御意見もないようですので、お諮りしませぬ。これを認めることに、御異議ございませぬか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって日程第4、議案第69号、農地法第3条の規定による許可申請については、原案どおり決定いたしました。</p> <p>次に、日程第5、議案第70号、農業振興地域整備計画変更協議に係る意見についてを議題といたしませぬ。</p> <p>10ページ、番号19番と番号20番は、申請人、変更後の用途が同一で関連があるため、一括して報告を受けたいと思ひませぬが、これに御異議ございませぬか。</p>
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。それでは、現地を調査された福岡剛委員の報告を2件一緒にお願ひしませぬ。
委員	福岡 剛	議案第70号、番号19番及び番号20番について、一括して報告いたしませぬ。總會資料は、7ページから13ページです。調査日は12月8日、調査委員は立

		<p>山委員、中之内委員と私、福岡です。貸人は、志布志市有明町野神にお住まいの〇〇さんです。借人は、同じく志布志市有明町野神に事務所のある〇〇、代表取締役〇〇さんです。立会人は、〇〇、代表取締役〇〇さんでした。申請地の所在、地目、面積、周囲の状況等については、それぞれ議案書及び総会資料のとおりです。場所は、野神小学校から県道志布志有明線を北へ140m進み左折し、市道岩屋立本1号線を1.3km進んだ右側に位置します。用途区分変更の目的は、製茶工場です。</p> <p>今回、国の事業を導入した製茶工場建設に際し、既存の製茶工場の敷地の一部が隣接する農地にまで及んで違反転用となっていることが判明しました。番号19番は、違反転用是正に係る始末書を付しての申請となっております。なお、議案第72号、番号50番で示されている隣接する農振農用地区域に含まれていない野神878番2の一部についても製茶工場敷地の一部として違反転用されており、始末書を付して転用申請がされています。番号20番は、国の事業を導入し、製茶工場を新設するための申請であります。申請地の農地区分は、農用地区域内農地であり、製茶工場は農用地利用計画で指定された用途に該当するため、転用の許可も可能です。</p> <p>以上のことにより調査委員協議の結果、用途区分の変更及び農地転用しても問題ないとの意見の一致をみました。御審議方、よろしくお願ひします。</p>
議長	萩迫	<p>はい、ご苦労さまでした。はじめに、番号19番を審議いたします。何か御意見ございませんか。</p>
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	<p>御意見もないようですので、お諮りします。用途区分の変更を認めることに、御異議ございませんか。</p>
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	<p>異議なしと認めます。次に、番号20番を審議いたします。何か御意見ございませんか。</p>
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	<p>御意見もないようですので、お諮りします。用途区分の変更を認めることに、御異議ございませんか。</p>
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、日程第5、議案第70号、農業振興地域整備計画変更協議に係る意見については、計画変更を認めるよう市長に提出することに決定いたしました。</p> <p>次に、日程第6、議案第71号、農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。</p> <p>まず、12ページ、番号7番を審議いたします。番号7番は、令和4年9月総会の議案第53号、農業振興地域整備計画変更協議に係る番号14番で審議されましたところの4条申請でございます。</p> <p>これにつきまして、何か御意見ございませんか。</p>
会場	委員	(会場 なし)

議長	萩迫	御意見もないようですので、お諮りします。転用を認めることに、御異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。次に、番号8番を審議いたします。現地を調査された福岡裕幸委員の報告をお願いいたします。
委員	福岡裕幸	議案第71号、番号8について報告いたします。調査日は12月8日、調査委員は安樂委員、今市委員と私、福岡裕幸です。事務局より2名の同行がありました。申請人は、志布志市有明町伊崎田にお住まいの〇〇さんです。立会人は、息子さんの〇〇さんでした。申請地の所在、地目、面積、周囲の状況等については、それぞれ議案書及び総会資料のとおりです。場所は、伊崎田中野集会所から県道尾野見伊崎田線を松山方面へ300mほど進んだ先を右折し、人家裏を200mほど進み、太陽光パネルが設置してある先をさらに300mほど進んで左折、川沿いを約200m進んだ突き当たりの場所で、転用目的は山林です。申請地は水利にも恵まれず鳥獣被害もあるため、杉540本を植林し、山林として管理するものです。なお、すでに植林されており今回始末書を添付しての申請となっております。 申請地の農地区分は10ha以上の広がりもなく、土地改良事業も入っていないため、第2種農地のその他の農地に該当します。 以上のことにより、調査委員協議の結果、農地転用しても問題ないとの意見の一致をみました。御審議方、よろしく申し上げます。
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何か御意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	御意見もないようですので、お諮りします。転用を認めることに、御異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。 よって、日程第6、議案第71号、農地法第4条の規定による許可申請については、転用を認めるよう県知事に進達することに決定いたしました。
委員	安樂	次に、日程第7、議案第72号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。14ページ、番号46番を審議いたします。現地を調査された安樂委員の報告をお願いいたします。 議案第72号、番号46について報告いたします。調査日は12月8日、調査委員は福岡裕幸委員、今市委員と私、安樂です。事務局より2名の同行がありました。総会資料は18ページから20ページです。譲渡人は、曾於市末吉町深川にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、志布志市志布志町安樂にお住まいの〇〇さんで、立会人も〇〇さん本人でした。申請地の所在、地目、面積、周囲の状況等については、それぞれ議案書及び総会資料のとおりです。場所は、ローソン安樂瀬戸店から市道町原・弓場ヶ尾線を北大原方向へ150m進んだところを左折し、40m進んだ右側を100m下ったところで、通称弥五郎どんの足跡と言われる窪んだ箇所位置します。譲渡人は、相続により申請地を取得しましたが、市外在住で農業にも従事していないことから売却を希

		<p>望しており、譲受人が買受けてクヌギを375本植林し、山林転用することでした。また、両隣の畑も長年耕作されておらず、周囲の山林も〇〇さん所有であり、両側の畑も近々購入される予定とのことでした。また、両隣の畑に迷惑がかからないように、四方に5mほどの緩衝地を設けるとのことです。</p> <p>申請地の農地区分は10ha以上の広がりもなく、土地改良事業も入っていないため、第2種農地のその他の農地に該当します。</p> <p>以上のことにより調査委員協議の結果、農地転用しても問題ないとの意見の一致をみました。御審議方、よろしく申し上げます。</p>
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何か御意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	御意見もないようですので、お諮りします。転用を認めることに、御異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。次に、番号47番を審議いたします。現地を調査された福岡裕幸委員の報告をお願いいたします。
委員	福岡裕幸	<p>議案第72号、番号47について報告します。調査日は12月8日、調査委員は安楽委員、今市委員と私、福岡です。事務局より2名の同行でした。譲渡人は、志布志市志布志町安楽にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、志布志市志布志町志布志にお住まいの〇〇さんです。立会人は、行政書士補助員の〇〇さんでした。申請地の所在、地目、面積、周囲の状況等については、それぞれ議案書及び総会資料のとおりです。場所は、町原交差点より山宮神社方向へ270mほど進んだ先の交差点を右折し、さらに50mほど進んで左折、50m進んだ左側に位置します。転用目的は一般住宅です。隣接する農地境にはブロックを積み、排水等は合併浄化槽から接する側溝へ流すとのこと。一般住宅の転用は、基本500㎡以内であります。総会資料24ページの理由書により、今回は732㎡での申請となります。</p> <p>申請地の農地区分は10ha以上の農地の広がりがあるため、第1種農地に該当します。第1種農地の転用は原則不許可ですが、申請地は集落の周辺部に位置し、農地転用が許可できる場合の集落接続施設の要件を満たしていると思われま。</p> <p>以上のことにより調査委員協議の結果、農地転用しても問題ないとの意見の一致をみました。御審議方、よろしく申し上げます。</p>
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何か御意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	御意見もないようですので、お諮りします。転用を認めることに、御異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。次に、番号48番を審議いたします。現地を調査された立山委員の報告をお願いいたします。
委員	立山	議案第72号、番号48について報告いたします。総会資料は25ページから27

		<p>ページです。調査日は12月8日、調査委員は福岡委員、中之内委員と私、立山です。譲渡人は、志布志市有明町野井倉にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、同じ住所にお住まいの息子の〇〇さんです。立会人は、〇〇さんでした。申請地の所在、地目、面積、周囲の状況等については、それで議案書及び総会資料のとおりです。場所は、東九州自動車道志布志有明インターチェンジの鹿屋方面からの出口から市道飯山・通山1号線を南へ850m進んだ左側に位置します。転用目的は農家住宅です。排水は、集落排水を利用することで問題はないと思われます。〇〇さんは現在、就農7年目で雇用をしながらピーマンを30a作付けされているということでした。</p> <p>申請地の農地区分は10ha以上の農地の広がりがあるため、第1種農地に該当します。第1種農地の農地転用は原則不許可ですが、申請地は集落の周辺部に位置し、農地転用が許可できる場合の集落接続施設の要件を満たしていると思われます。</p> <p>以上のことにより調査委員協議の結果、農地転用しても問題ないとの意見の一致をみました。御審議方、よろしくお願ひします。</p>
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何か御意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	御意見もないようですので、お諮りします。転用を認めることに、御異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。次に、15ページ、番号49番を審議いたします。同じく、現地を調査された立山委員の報告をお願ひいたします。
委員	立山	議案第72号、番号49について報告いたします。総会資料は28ページから31ページです。調査日は12月8日、調査委員は福岡委員、中之内委員と私、立山です。譲渡人は、志布志市有明町蓬原にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、同じ住所にお住まいの息子の〇〇さんです。立会人は、〇〇さんでした。申請地の所在、地目、面積、周囲の状況等については、それぞれ議案書及び総会資料のとおりです。場所は、志布志市有明町蓬原宇都鼻にある川西地区公民館前の市道山後線を北へ400m進み右折し、市道宇都鼻・鍋線を450m進み右折、さらに、里道を110m進んだ右側に位置します。転用目的は農機具倉庫です。総会資料31ページに始末書が添付されておりますが、平成10年には倉庫が建築されているということで、息子さんが就農される前に建てられた農機具倉庫になります。排水等は側溝を利用することで、問題ないと思われます。 <p>申請地の農地区分は10ha以上の広がりもなく、土地改良事業も入っていないため、第2種農地のその他の農地に該当します。</p> <p>以上のことにより調査委員協議の結果、農地転用しても問題ないとの意見の一致をみました。御審議方、よろしくお願ひします。</p>
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何か御意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	御意見もないようですので、お諮りします。転用を認めることに、御異議

会場 議長	委員 萩迫	<p>ございませんか。</p> <p>(会場 異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。次に、番号50番を審議いたします。番号50番は、先ほどの議案第70号、農業振興地域整備計画変更協議に係る番号19番で審議されました877番2と補足説明がございました隣接農地878番2に係るところの5条申請でございます。これにつきまして、何か御意見ございませんか。</p>
会場 議長	委員 萩迫	<p>(会場 なし)</p> <p>御意見もないようですので、お諮りします。転用を認めることに、御異議ございませんか。</p>
会場 議長	委員 萩迫	<p>(会場 異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。次に、番号51番を審議いたします。番号51番は、先ほどの議案第70号、農業振興地域整備計画変更協議に係る番号20番で審議されましたところの5条申請でございます。これにつきまして、何か御意見ございませんか。</p>
会場 議長	委員 萩迫	<p>(会場 なし)</p> <p>御意見もないようですので、お諮りします。転用を認めることに、御異議ございませんか。</p>
会場 議長	委員 萩迫	<p>(会場 異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。次に、16ページ、番号52番を審議いたします。現地を調査された中之内委員の報告をお願いいたします。</p>
委員	中之内	<p>議案第72号、番号52について報告いたします。総会資料は32ページから34ページでございます。調査日は12月8日、調査委員は立山委員、福岡委員と私、中之内で、事務局より1名の同行でした。譲渡人は、志布志市志布志町安楽にお住まいの〇〇さん他2名です。譲受人は、志布志市有明町野井倉の前原団地〇-〇〇にお住まいの〇〇さんです。立会人は、行政書士の〇〇さんでした。申請地の所在、地目、面積、周囲の状況等については、それぞれ議案書及び総会資料のとおりです。場所は、有明中学校から市道吉村・押切線を南に950m進み左折し、市道中次線を550m進んだ左側になります。転用目的は一般住宅です。排水計画については、雨水は道路の側溝へ放流し、生活排水等は合併浄化槽にて処理するとのことでした。</p> <p>申請地の農地区分は10ha以上の農地の広がりがあるため、第1種農地に該当します。第1種農地の農地転用は原則不許可ですが、申請地は集落の周辺部に位置し、農地転用が許可できる場合の集落接続施設の要件を満たしていると思われまます。</p> <p>以上のことにより調査委員協議の結果、農地転用しても問題ないとの意見の一致をみました。御審議方、よろしくお願ひします。</p>
議長 会場 議長	萩迫 委員 萩迫	<p>はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何か御意見ございませんか。</p> <p>(会場 なし)</p> <p>御意見もないようですので、お諮りします。転用を認めることに、御異議ございませんか。</p>
会場	委員	<p>(会場 異議なし)</p>

議長	萩迫	異議なしと認めます。次に、番号53番を審議いたします。番号53番は、令和4年8月総会の議案第46号、農業振興地域整備計画変更協議に係る番号12番で審議されましたところの5条申請でございます。これにつきまして、何か御意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	御意見もないようですので、お諮りします。転用を認めることに、御異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。 よって、日程第7、議案第72号、農地法第5条の規定による許可申請については、転用を認めるよう県知事に進達することに決定いたしました。
委員	今市	次に、日程第8、議案第73号、非農地証明願の承認についてを議題とします。18ページ、番号14番を審議いたします。現地を調査された今市委員の報告をお願いいたします。 議案第73号、番号14について報告いたします。調査日は12月8日、調査委員は安樂委員、福岡裕幸委員と私、今市で、事務局より2名の同行がありました。申請人は、志布志市松山町新橋にお住まいの〇〇さんです。立会人は、申請者の息子の〇〇さんでした。申請地の所在、地目、面積、周囲の状況等については、それぞれ議案書及び総会資料のとおりです。場所は、松山庁舎から市道飯野松山線を曾於市方向へ2.8kmほど進み、市道中山・豊留線と交わる20m先を右折し、400mほど進んだ先に位置します。立会人から聞き取った状況等から、現地は約25年前から養豚場として利用していたが、養豚業は8年前に廃業し、豚舎や堆肥舎は当時のまま残っており、その周辺は草木に覆われ、原野化している状況となっていました。建物が建築されてから20年以上が経過しており、農地への復元は容易ではなく、困難となったものです。 以上のことにより調査委員協議の結果、志布志市非農地認定基準に照らして、申請地を非農地と判断しても問題ないとの意見の一致をみました。御審議方、よろしく申し上げます。
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何か御意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	御意見もないようですので、お諮りします。これを認め、非農地と承認することに御異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。 よって、日程第8、議案第73号、非農地証明願の承認については、非農地と承認することに決定いたしました。
事務局	宮田	次に、日程第9、議案第74号、農用地利用集積計画決定についてを議題とします。はじめに、農用地利用集積計画のうち、所有権の移転について事務局の説明を求めます。 議案第74号、農用地利用集積計画決定について農業経営基盤強化促進法に

<p>議長 萩迫</p>	<p>基づく農用地利用集積計画の承認のうち、所有権移転分について説明いたします。議案書20ページ、農用地利用集積計画総括表をご覧ください。</p> <p>公告日は、令和4年12月28日で、面積は畑が6,046㎡となっております。所有権を移転する者は1人、所有権の移転を受ける者は1人で、売買によるものです。所有権移転の詳細につきましては、議案書21ページに掲載してございますので、お目通しください。以上で、説明を終わります。御審議方、よろしくお願ひします。</p> <p>ただいま事務局から説明がありました所有権の移転について、審議いたします。まずは、21ページ番号21番と、20ページの総括表につきまして、何か御意見ございませんか。</p>
<p>会場 委員 議長 萩迫</p>	<p>(会場 なし)</p> <p>御意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに御異議ございませんか。</p>
<p>会場 委員 議長 萩迫</p>	<p>(会場 異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。次に、利用権の設定及び転貸について、事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局 桑水</p>	<p>議案第74号、農用地利用集積計画決定のうち利用権の設定及び利用権の転貸について、ご説明申し上げます。議案書は、22ページから87ページとなっております。まずは、議案書22ページの利用権設定の総括表を説明いたします。</p> <p>公告日は令和4年12月28日で、始期は令和5年1月1日となります。なお、中間管理機構が関与する分は令和4年12月31日となります。設定期間が3年から20年までで、終期は存続期間によってそれぞれ異なっております。</p> <p>利用権の設定面積は、田が5万6,303㎡、畑が18万2,427㎡で、樹園地が25万7,130㎡で、合計しますと49万5,860㎡となり、うち更新分は14万6,893㎡となっております。</p> <p>利用権の設定をする者の数が100名で、利用権の設定を受けようとする者の数が21名であります。利用権の設定を受けようとする者が、利用権の設定をする者の数より79名少ないのは、受け手・貸し手双方による複数の方との契約があるためです。詳細につきましては、23ページから65ページの明細表をご確認ください。</p> <p>次に、利用権の転貸について、議案書66ページの総括表でご説明申し上げます。</p> <p>公告日は令和4年12月28日で、始期が令和4年12月31日であります。設定期間は3年から15年で、終期は存続期間によってそれぞれ異なっております。地目別の内訳は、田が4万7,304㎡、畑が5万7,534㎡、樹園地が9万1,196㎡で、合計しますと19万6,034㎡となります。</p> <p>利用権の転貸をする者は公益財団法人〇〇の1名、利用権の転貸を受けようとする者は32名であります。詳細につきましては、67ページから87ページの明細表をご確認ください。</p> <p>以上で、議案第74号、農用地利用集積計画決定のうち利用権の設定及び利</p>

		用権の転貸について説明を終わります。ご審議方よろしくお願ひいたします。
議長	萩迫	ただいま事務局から説明がありました利用権の設定について、これより審議に入ります。23ページ、番号1番と番号2番については、〇〇委員に関係がございますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により〇〇委員には、ここで退席をお願いいたします。
会場		(〇〇委員 退席)
議長	萩迫	それでは、番号1番につきまして、何か御意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	御意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、御異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。次に、番号2番につきまして、何か御意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	御意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、御異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。ここで、〇〇委員の入室を許可いたします。
会場		(〇〇委員 入室)
議長	萩迫	次に、23ページ番号3番から65ページ番号109番までと、22ページの総括表について審議いたします。これにつきまして、何か御意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	御意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、御異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。次に、転貸について審議に入ります。67ページ、番号1番については、〇〇委員に関係がございますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により〇〇委員には、ここで退席をお願いいたします。
会場		(〇〇委員 退席)
議長	萩迫	それでは、番号1番につきまして、何か御意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	御意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、御異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。ここで、〇〇委員の入室を許可いたします。
会場		(〇〇委員 入室)
議長	萩迫	次に、67ページ番号2番から87ページ番号58番までと、66ページの総括表について審議いたします。これにつきまして、何か御意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	御意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、御異議

会場 議長	委員 萩迫	<p>ございませんか。</p> <p>(会場 異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、日程第9、議案第74号、農用地利用集積計画決定については、原案どおり決定いたしました。</p>
事務局	宮田	<p>次に、日程第10、議案第75号、農業経営基盤強化促進法に基づくあっせん委員の指名についてを議題とします。事務局の説明を求めます。</p> <p>議案第75号、農業経営基盤強化促進法に基づくあっせん委員の指名について、説明します。議案書89ページをお開きください。番号13の申出者は、志布志市有明町蓬原にお住まいの〇〇さんで、売買の申出となっております。あっせん対象の土地の所在、地目、地積等につきましては、議案書のとおりでございますので、お目通しください。あっせん委員につきましては、上野委員、立根委員の指名をご提案いたします。以上で、説明を終わります。御審議方、よろしくお願ひします。</p>
議長	萩迫	<p>ただいま事務局から説明がございましたが、これにつきまして何か御意見ございませんか。</p>
会場 議長	委員 萩迫	<p>(会場 なし)</p> <p>御意見もないようですので、お諮りします。これで決定することに、御異議ございませんか。</p>
会場 議長	委員 萩迫	<p>(会場 異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、日程第10、議案第75号、農業経営基盤強化促進法に基づくあっせん委員の指名については、提案のとおり決定いたしました。</p> <p>以上で、全日程を終了いたしました。これで、本日の会議を終了いたします。ご苦労様でした。</p>

